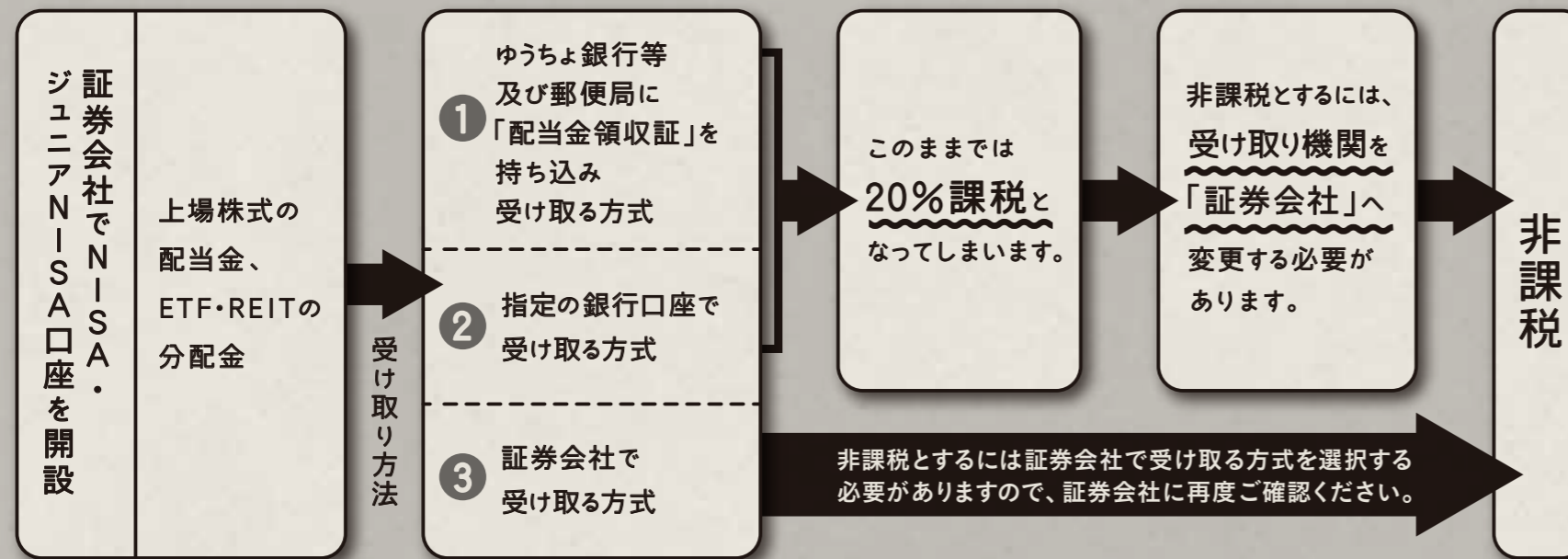


○掲載日・掲載紙・段数
 3月3日（金）：日本経済新聞 全国版朝刊
 3月4日（土）：読売新聞 全国版朝刊
 全5段モノクロ

お知らせ NISA・ジュニアNISAの配当金、分配金の受け取り方で課税される場合があります。*

※株式投資信託の分配金は、受け取り機関を問わず非課税です。

証券会社のNISA・ジュニアNISA口座で購入した上場株式の配当金、ETF・REITの分配金の税金とお受け取りについて



注意 受け取り機関を「証券会社」へ変更する必要があります。

- いったん「証券会社で受け取る方式(株式数比例配分方式)」を選択されると、同一の証券会社や他の証券会社の特定口座や一般口座で保有されている全ての上場株式の配当金等についても、自動的に「証券会社で受け取る方式」が選択されます。
 → 証券会社ごとに異なる受け取り方法は選択できません。
- 複数の証券会社でお取引されている場合でも、お手続きは一つの証券会社だけで済みます。
- 「株式数比例配分方式」によって上場株式の配当金等を受け取られる場合には、保有銘柄の配当基準日(通常、決算月の末日)までに、手続きを終了しておく必要があります。
 → この手続きに要する日数は、証券会社によって異なります。

お早めにお取引先の証券会社までお問い合わせください。

投資にきっかけ!
NISA
 がいいぞ!!



NISAについて詳しくはこちら

NISAがいいぞ 検索



JSDA 日本証券業協会
 Japan Securities Dealers Association